

## 小山市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小山市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例（平成25年条例第49号。以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地を整備するに当たり留意すべき事項を定めることにより、周辺環境に配慮した工場立地を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）の定めるところによる。

### (適用対象者)

第3条 この要綱の適用を受ける者（以下「対象者」という。）は、条例第3条に規定する対象区域において、法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出（以下「法に規定する届出」という。）をする者とする。

### (緑地整備基準)

第4条 対象者は、法第4条第1項第1号の緑地を整備するときは、次の各号に規定する事項に留意しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する緑地面積率を適用し、既存の緑地を減少させる場合において、特定工場の周辺に住宅地があるときは、当該住宅地に面した当該特定工場の敷地内の樹林地（樹木の高さが、おおむね1.5メートル以上であるものをいう。）を残置することにより、周辺環境に配慮した対策を行うこと。
- (2) 前号の規定による対策ができない場合は、特定工場が発する騒音、振動等が当該特定工場の周辺の住宅地に及ぼす影響を減少させるための措置を講じ、又は工作物を設置すること等により、周辺環境に配慮した対策を行うこと。

2 対象者は、前項に規定する留意事項について、あらかじめ、別表に掲げる本市の関係各課との協議を行わなければならない。

### (届出)

第5条 対象者は、法に規定する届出に併せ、前条第1項各号に規定する対策に係る緑地整備に関する届出書（別記様式）を市長に届け出なければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

協議内容	関係各課
開発行為に関する事	都市整備部建築指導課
地区計画区域内の制限又は小山市景観条例（平成20年条例第2号）に関する事	都市整備部都市計画課
小山市みどりのまちづくり条例（平成5年条例第3号）に関する事	都市整備部水と緑の推進課
騒音・振動・悪臭に関する事	市民生活部環境課

別記様式（第5条関係）

緑地整備に関する届出書

年 月 日

小山市長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては  
はその代表者の氏名

印

(担当者)

電話番号

小山市工場立地法に基づく緑地等に関する準則を定める条例指導要綱第5条の規定により、工場内緑地整備について次のとおり届け出ます。

1 樹林地を残置する場合（第4条第1項第1号）

残置する樹林地	施設番号(※)					
	面積 (㎡)					

※ 施設番号は、工場立地法の届出に添付する緑化計画書の施設番号をいう。

(添付資料) 残置する樹林地の配置図(工場立地法の届出に添付する図面に直接残置する樹林地を記載した場合は添付省略可)

2 騒音、振動等の影響を減少させる措置を講じる場合（第4条第1項第2号）

措置の内容	
完了予定	年 月 日

(添付資料) 措置の内容及び効果がわかる書類、図面等

3 工作物等を設置する場合（第4条第1項第2号）

工作物等の内容	
工作物等の設置面積及び場所	
完了予定	年 月 日

(添付資料) 工作物等の図面及び設置場所図

4 関係各課との協議結果及び指導事項（第4条第2項）

関係各課	協議結果及び指導事項
都市整備部 建築指導課	
都市整備部 都市計画課	
都市整備部 水と緑の推進課	
市民生活部 環境課	